

建経技第 475-3 号
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人静岡県建設業協会会長 様
一般社団法人建設産業団体連合会会長 様

交通基盤部建設経済局
技術調査課長

静岡県建設発生土処理施設一覧表の公表について（参考通知）

平素は、県建設行政に御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

県発注工事の積算における建設発生土の処分費は、これまでは各発注機関がそれぞれ見積を徴収して設定していましたが、令和 5 年度から、建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保、県民への情報公開等の観点から、当課で一括して価格調査を行い、下記のとおり「静岡県建設発生土処理施設一覧表」として公表することとしましたので参考までに送付します。

なお、建設発生土の処理にあたっては、まずは発生抑制や現場内利用を徹底するとともに、現場外に搬出する場合においても、他の工事現場等での利活用を促進することが重要ですが、やむを得ず処分する場合は、関係法令等に基づき適正に処分するよう御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

1 公表方法

資材単価等と同様、技術調査課ホームページで公表します。

2 改定時期

本一覧表は、原則 4 月（上期）と 10 月（下期）の年 2 回改定します。ただし、掲載施設の追加、削除、受入条件の変更等があった場合は、その他の月に改定する場合があります。

3 留意事項等

- ・ 建設発生土を処理施設に搬出する場合は、搬出先事業者に対して、盛土条例で規定する「土砂等発生元証明書」及び「土地の利用状況等の調査結果書（地歴資料を添付）」を提出する必要があります。また、当該土砂に汚染のおそれがある場合は、土壌の分析調査を実施し、その結果を搬出先事業者に提出する必要があります。
- ・ 中間処理施設（土質改良プラント及びストックヤード）は、土砂のストック状況により受入れできない場合があるため、事前に受入れの可否を確認してください。
- ・ 中間処理施設を指定処分先とする場合は、当該土砂の最終搬出先を中間処理業

者に確認する必要があります。ただし、令和5年5月から開始されるストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤードに搬出する場合は、登録ストックヤード事業者が最終搬出先の確認主体となるため必要ありません。なお、今後本一覧表の改定時に、中間処理施設の登録・非登録の情報を記載する予定です。

- 建設発生土受入れ事業者に対する一覧表への掲載希望については、当課ホームページ上で随時募集していますので、事業者等から問合せがあった場合は紹介願います。

担 当 技術調査班
電 話 054-221-2131